

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和7年度第6回理事会 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和7年8月1日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長田 淳

議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長田 淳

理事総数 7名

監事総数 2名

(理事会の決議の目的である事項)

第1号議案 顧問の報酬額について

令和7年8月1日、代表理事(会長)長田 淳が、理事の全員及び監事の全員に対して、上記の理事会の決議の目的である事項について、案を送付し、当該事項につき令和7年8月1日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条により準用された同法第96条(定款第34条第2項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事は、この議事録が正確であることを証するため次に記名押印する。

令和7年8月1日

代表理事(会長) 長 田

